

平成22年8月23日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線) 室長 平嶋 壮州

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年8月6日から平成22年8月12日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/08/23)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年8月6日～8月12日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	0	1	0	0	1
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	26	73	4	1	0	104
職業安定局	179	63	38	0	0	280
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	1	3	0	0	0	4
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	0	0	0	0	0
保険局	1	0	0	0	0	1
年金局	0	2	0	0	0	2
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	207	141	43	1	0	392

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	59
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	212
法令遵守違反に関するもの	6
その他	115

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	大臣官房地方課
照会先	課長補佐 河西 直人(内線:7254) 企画第二係長 川村 寛 (内線:7250)

平成22年8月6日～8月12日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	0件	1件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	労働基準監督署内が暑い。		労働基準監督署を含めた公共施設では、温室効果ガス削減のため、庁舎内の冷房の温度設定を28度に行っていることを説明しました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年8月6日～8月12日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	26 件	73 件	4 件	1 件	0 件	104 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	18 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	36 件
	法令遵守違反に関するもの	3 件
	その他	47 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	監督署は、労働関係について会社や事業主への指導を行っているが、労働の一方の当事者である労働者の問題がある場合には労働者にも指導すべきではないか。	①	監督署では常に中立公正な立場で対応している旨説明し、ご理解いただきました。
2	突然連絡も無く訪問してきて書類をみせろというやり方は失礼であり、会社を訪ねる時は事前に連絡をすべきである。こちらも毎日予定が入っているのだから、今後は、事前連絡して日時を調整してほしい。	①	事業場の現状を的確に把握するため、労働基準監督官による監督指導は原則として予告することなく実施する必要があることを説明し、ご理解を求めました。
3	会社が労働基準法を守らないことは許されないことであり、労働基準監督署は定期的な監督指導を実施し、厳しい処分をしてほしい。	①	法定労働条件の履行確保のため、できるだけ多くの事業場に監督指導を実施すること、法違反が認められた場合、是正勧告を行う等適正に対応していることを説明し、ご理解を求めました。
4	労働条件に問題がある事業場が多いので、監督署は最低でも全事業場に対して年に1回監督指導を実施し、法違反を是正させるべきである。	①	監督署では、限られた人員の中では全事業場を監督指導することはできないことから、情報等から労働条件確保上の問題が見込まれる事業場に対し、優先度等を勘案して1件でも多く監督指導を実施するよう努めていることを説明し、ご理解いただきました。
5	最低賃金を大幅に引き上げてほしい。生活保護費受給者より生活が苦しいのは納得がいかない。	①	中央最低賃金審議会が目安が出され、都道府県の最低賃金審議会では生活保護費との比較を含めた議論がなされることについて説明し、ご理解をいただきました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	床上操作式クレーンの操作とクレーンの玉掛け作業を同一の者にさせたいが、これに必要なクレーンと玉掛の両方の資格を所得しなければならないのは時間も費用もかかってしまう。一つの資格で済むように出来ないか。	①	クレーン運転業務、玉掛業務とも、適切に行わなければ重大な災害が発生するおそれがあるため、それぞれの作業について一定の資格が必要であるとして法律で規制されているものであり、技能講習の内容も相違している旨を説明し、ご理解いただきました。
7	労災の再発認定について、労働基準監督署に問い合わせたところ、調査に時間がかかる場合があると説明された。なぜか。	①	再発の労災認定にかかる調査は、事案の調査内容によって処理が長引くことが場合があるが、労災認定について迅速・適正な処理に努めていくことを説明し、ご理解をいただきました。
8	労災補償給付の業務上外の判断が出されるまでに時間がかかり過ぎている。	①	業務上外の判断を行うため、事業場の調査等を行っており、それらに時間を要することもあります。引き続き迅速処理に努めて行くことを説明し、ご理解をいただきました。
9	労働保険の年度更新の申告書が未提出であったため、監督署から督促の電話が何度かあった。なぜ何度も電話してくるのか。	①	既に労働保険料の年度更新の申告書の提出期限(平成22年7月12日)が過ぎているため早急に提出いただきたいことから、連絡をしていることについて説明し、ご理解をいただきました。
10	資金がないので労働保険料は支払えない。厳しい経済情勢のなか、保険料を免除する制度はないのか。申告書は提出したくない。	①	現行法令では労働保険料を免除する制度はないことを説明し、申告書について提出いただきたいことと併せて、ご理解をいただきました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 富永 哲史(内線5655) (直通:03-3502-5352)

平成22年8月6日～8月12日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	179件	63件	38件	0件	0件	280件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	37件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	173件
	法令遵守違反に関するもの	3件
	その他	67件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限がある。改善してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	求人票には性別も記入していただきたい。		男女雇用機会均等法に基づき、労働者の募集および採用に当たっては、性別を理由とする差別は禁止されております。このため、ハローワークでは、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。
4	ハローワークの駐車場待ちの車の列が長い。改善をお願いしたい。		該当ハローワークでは、敷地内の駐車スペースが十分でないことから、周辺に臨時駐車場を借り上げるとともに、警備員を配置し交通整理に当たっております。ご来所の際は、できる限り公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解を求めました。
5	毎年8月に雇用保険の基本手当日額の再計算がされているが、そのために日額が下がってしまい、不満がある。		雇用保険の基本手当は、失業期間中の生活の安定を図るために支給するものですが、その額は労働者の平均給与額の変動比率に応じて、毎年引き上げ又は引き下げを行うことが、雇用保険法において決められている旨ご説明し、ご理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	今度の雇用保険の認定日は、旅行のためハローワークに行くことができないので、当該認定日を変更してほしい。		雇用保険の失業等給付の支給に当たっては、雇用保険受給者に毎月1回認定日にハローワークに来所していただき、失業の認定を受ける必要がありますが、当該認定日の変更は、本人の病気など、やむを得ない事情がある場合を除き原則として変更はできない旨ご説明し、ご理解を求めました。
7	夏休みを利用して帰省し、地元のハローワークを訪問したが、隣接県内の求人情報も提供いただき、ありがたかった。		ハローワークは全国斉一の職業紹介機関であり、オンラインによる情報通信が可能となっております。このため、就業地が他の都道府県となっている求人情報も提供できる旨ご説明しました。今後もお役に立てるよう、いただいたご意見を該当ハローワーク職員で共有いたしました。
8	労働者派遣法に係る専門26業務について、派遣元事業主及び派遣先から専門26業務についての解釈が難しい。特に、5号「事務用機器操作」、8号「ファイリング」についての明確な解釈を教えてください。		平成22年2月8日に公表した「専門26業務派遣適正化プラン」の内容をご説明するとともに、5月26日から厚生労働省ホームページに「専門26業務に関する疑義応答集」を掲載している旨ご説明し、ご理解いただきました。
9	社会保険未加入と言うことで求人が受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
10	ハローワークの庁舎内が暑いので、設定温度を低くしてほしい。		ハローワークを含む公共施設では、政府として取り組んでいる課題として、地球温暖化防止、CO2削減のため、空調設備の設定温度を28度程度にすることとしております。該当ハローワーク庁舎においても同様の対応が取られているところであり、ご要望に沿った対応は困難である旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年8月6日～8月12日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	3件	0件	0件	0件	4件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	中小企業子育て支援助成金の23年度以降の支給申請について、要件を満たすのに1年以上の時間がかかるのにも関わらず、年度毎に予算・支給要件が変わって、受給できない事業所が出るのは不公平である。		予算は単年度予算であり、財政状況等を考慮し支給要件の見直しが必要なため、支給対象はその年度の支給要領で示している旨をご説明し、ご意見として承りました。
2	中小企業子育て支援助成金の申請期間の考え方が変更になったことは、おかしいのではないかと。		制度の趣旨等についてご説明し、ご理解をいただきました。
3	フルタイムの有期契約社員として就労しており、雇用均等室に対し、正社員との待遇の格差について相談したところ、パートタイム労働法の対象外であるとの説明を受けた。正社員との待遇格差を一番感じているのはフルタイムの有期契約社員の者であり、この者を救う法がないのはおかしいのではないかと。		貴重なご意見として承りました。
4	中小企業子育て支援助成金については、ハローワークでも情報提供するなど、周知を徹底すべきだ。		当該助成金については、厚生労働省のホームページや自治体の広報誌へ掲載するとともに、分かりやすいパンフレットを作成するなど事業主に対する周知に取り組んでいるところです。その取り組みの一環として、ハローワークにおいても当該パンフレットを配布する等、その周知広報に努めてまいります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 尾崎課長補佐(内線3216)

平成22年8月6日～8月12日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	父が頸椎損傷で他県のある病院(療養病床)に入院しているが、病状が悪化して輸血の治療が必要な状態となり引き続き入院治療を希望したが、経費がかかる医療はここでは無理と言われ、他の病院に移ることにした。しかし転院先の一般病床も入院日数に限界があると言われ、常に転院先を探さなくてはならない。このような包括診療や在院日数などの制限を設けた国の政策が、真に治療が必要な高齢者と家族を苦しめている。すぐにでも法律を改正していただきたい。		現行の医療保険制度を説明し、厚生労働省本省へご意見として報告することで了承を得ました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 三好(内線3313) 企画係長 岡野(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成22年8月6日～8月12日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	2件	0件	0件	0件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	高齢者の所在が不明又は死亡していたことが判明し、高齢者の実際の状況が適切に把握できていない事例の報道について、「本人確認をしっかりとしてほしい」、「制度に不信感を抱いてしまう」などのご意見、ご要望が有りました。(他同旨1件)		年金受給者の方の現況については、日本年金機構において本人からの届出又は市区町村からの住基情報により定期的に確認しておりますが、今回の事件により、高齢者の安否確認が十分に行われていないケースが確認されましたので、日本年金機構、市区町村とともに全国の110歳以上の厚生年金・国民年金受給者を対象に、個別に所在・安否確認を行うこととし、調査結果を8月中に公表するなど必要な対策を講じてまいります。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。